

第 92 回静岡市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和 5 年 10 月 17 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 2 場 所 静岡庁舎 新館 9 階 特別会議室
- 3 出席者 (委員) 荻野淳会長、加藤将和委員、鍋田さつき委員、片山幸久委員、
坂井美文委員、新庄剛和委員
(事務局) 建築指導課 増田主幹兼管理係長、井関主査、原主事
(処分庁) 建築指導課 浅場参与兼課長、本間指導係長、川崎技師
(諮問機関) 都市計画課 松南課長、鈴木(克)主幹兼土地利用計画係長、
鈴木(利)主査
公共建築課 白井主査、鈴木(雅)主任技師、松永主任技師、
杉本技師
- 4 欠席者 1 人 石黒鮎子委員
- 5 傍聴人 2 人
- 6 議題等
(1) 議案審議
議案第 1 号 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可 1 件
議案第 2 号 静岡都市計画高度地区計画書 3 (9) による許可 1 件
(2) 報告事項 (包括許可基準に基づく許可)
建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による包括許可 2 件
- 7 進行記録
(建築指導課 増田主幹兼管理係長進行)
・本会議が建築審査会条例第 8 条の規定により公開となっていることを報告
・会議の傍聴人が 2 名であることを報告

(ここから荻野会長が会議進行)
・石黒委員の欠席を報告
・6 人の委員の出席があり審査会会議が成立していることを報告
・【議案第 1 号】の審議に入る前に、会議録の署名を坂井委員と新庄委員に依頼
《会議録の署名について、坂井委員と新庄委員が了承》

(【議案第 1 号】の審議へ)
(処分庁：建築指導課)
・[本間係長] が【議案第 1 号】について説明

申請場所	申請者	用途
葵区	静岡市長 難波 喬司	中学校

（【議案第1号】に関する質疑応答）

- ・[新庄委員] が質問

15 ページの許可申請理由書についてですが、「既存校舎 (24.10m)」とは今ある校舎のことと合っていますか。他の部分だと今の校舎の高さが 23.85m とあるのですがどうですか。

- ・[本間係長] が回答

許可申請理由書に書いてある高さが間違っています。

- ・[新庄委員] が質問

わかりました。

33 ページの日影図について、緯度は記載のとおりで合っていると思います。影長倍率についてですが、県の冊子だと、8 時の時点では 6.69 という数値だったと思うのですが、資料の 6.511 という数値はどこから用いていますか。

- ・[本間係長] が回答

影長倍率については確認させていただきたいのですが、緯度については、先ほどおっしゃっていた県の冊子を参考にしており、前回許可をとった際と同じ数値を用いて今回も計算しています。

- ・[新庄委員] が質問。

CAD のソフトによっては、緯度・経度の入力によって数値が出るものもあると思いますし、自分がわからない時には県の冊子を参考にしていて、気になりました。

- ・[本間係長] が回答

CAD でそのまま出る形にはなるのですが、緯度については入力の必要があるため県の冊子の数値を用いています。この点については今一度確認させていただきます。

- ・[新庄委員] が質問

わかりました。

34 ページ左下の拡大図についてですが、増築前と増築後という記載と、青い線でハッチが入っていますが、増築前の影はハッチが入っている部分の手前側の実線までということと合っていますか。

- ・[本間係長] が回答

そうです。ハッチが入っている部分が増築後に増える影になります。

- ・[新庄委員] が質問

影が増えているが、外への影響はないため問題ないという解釈で良いですか。

- ・[本間係長] が回答

はい。青い部分は日影規制の制限となる 10m のラインを超えなければ良いため、増加しているものの規制の範囲内に収まっていることになります。

- ・[新庄委員] が質問。

青い部分が 2.5 時間の影ということですね。

- ・[本間係長] が回答

そうです。

- ・[新庄委員] が返答

わかりました。

- ・[荻野会長] が質問

本件は趣旨が良い方向に進むものなので、ぜひ進めていただきたいと思います。建物の面積が増えることによって延焼部分が新たに発生してくると思います。その法的な部分について、窓の構造などもチェックされていると思いますが、改修によってクリアしていくのか、現状のままで問題ないのかを教えてください。

- ・[本間係長] が回答

追加になる延焼部分については、改修を行っていき、校舎の方は防火設備になっているため影響がないものとなっております。また、確認申請の中でも審査をしていきますし、現段階でも協議をしております。

- ・[荻野会長] が返答

わかりました。ありがとうございます。

(この他質問等がなく議案第1号の採決へ)

- ・[荻野会長]

それでは議案第1号「建築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員異議なし)

- ・[荻野会長]

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第1号を原案のとおり承認します。

(続いて【議案第2号】の審議へ)

(諮問機関：都市計画課)

- ・[鈴木(利)主査] が【議案第2号】について説明

申請場所	申請者	用途
葵区	静岡市長 難波 喬司	中学校

(【議案第2号】に関する質疑応答)

- ・[新庄委員] が質問

今回の敷地は、二種住居地域と商業地域にまたがっていると思います。その場合には過半を占める方の基準を用いますか。

- ・[鈴木(利)主査] が回答

建物の位置に応じて、それぞれの基準が適用されています。

- ・[新庄委員] が質問

今回は、商業地域の面積が少ないため、除外されるという考えで良いですか。

- ・[鈴木(利)主査] が回答

はい、大丈夫です。

- ・[新庄委員] が質問

18ページの図についてですが、「高度地区 最高限3種 19m」のラインと「E V棟 最高高さ 20.29m」のラインとの間隔が広すぎると思うのですがどうですか。

- ・[鈴木(利)主査] が回答

ご指摘の部分を再確認して図面修正をさせていただきます。

- ・[新庄委員] が質問
高度地区の高さは平均地盤を基準にしていますか。
- ・[鈴木(利)主査] が回答
高度地区に関しては、敷地全体ではなく建物ごとの地盤面の高さを基準としています。
- ・[新庄委員] が質問
今回は建物が1棟ですが、高低差の扱いはどうなっていますか。
- ・[鈴木(利)主査] が回答
今回は申請部分の面積が非常に小さく、建物全体の平均地盤に影響を及ぼすレベルではないものとなっております。
- ・[新庄委員] が返答
わかりました。
- ・[鍋田委員] が質問
今回の申請は、特別支援学級のためのバリアフリー化が目的となっておりますが、今までは特別支援学級の生徒は1階のみで過ごしていたということですか。9ページの1階平面図で例えると、右側にある3つの教室で授業を受けていたということになりますか。
- ・[鈴木(利)主査] が回答
はい。これまでは1階で授業を受けていたのですが、4ページの許可申請理由にもある通り、インクルーシブ教育の拠点校を目指すという事で、一般の生徒とできる限り同じ環境で教育を受けることが趣旨となります。バリアフリー整備によって他の生徒と同じ様な授業を受けることができるようになるということが今回の改修の目的となります。
- ・[鍋田委員] が質問
上部の階の図書室など、様々な教室に行けるようになるということですね。
4ページの許可申請理由の中で、スロープやトイレのバリアフリー整備とあるのですが、1階の平面図では障がい者用トイレなどが見当たらないのですが、これについて、今回改修は行われないのですか。
- ・[鈴木(利)主査] が回答
今後、こちらの改修に合わせて整備を行っていく予定です。
- ・[鍋田委員] が質問
今回は高さに関してのみの審議ということですか。
- ・[鈴木(利)主査] が回答
校舎全体のバリアフリー化について、他の内容も聞き取っているのですが、今回は昇降機棟の高さの審査のみとなっております。
- ・[鍋田委員] が返答
わかりました。ありがとうございます。
(この他質問等がなく議案第2号の採決へ)
- ・[荻野会長]
それでは議案第2号「静岡都市計画高度地区計画書3(9)による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。
(全員異議なし)
- ・[荻野会長]
全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第2号を原案のとおり承認します。

(続いて「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」の審議へ)

(処分庁：建築指導課)

・[荻野会長]

次第2の(2)「包括許可基準に基づく許可に係る建築計画の報告」です。これは、令和5年7月21日から令和5年9月20日までの期間における包括許可に関するものです。処分庁より報告をお願いします。

・[川崎技師] が【包括許可(2件)】について説明

【資料により包括許可(2件)について説明】

・[荻野会長]

只今の報告について、何かご質問ありますか。

【特に質問なし】

・[荻野会長]

以上をもちまして第92回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員